

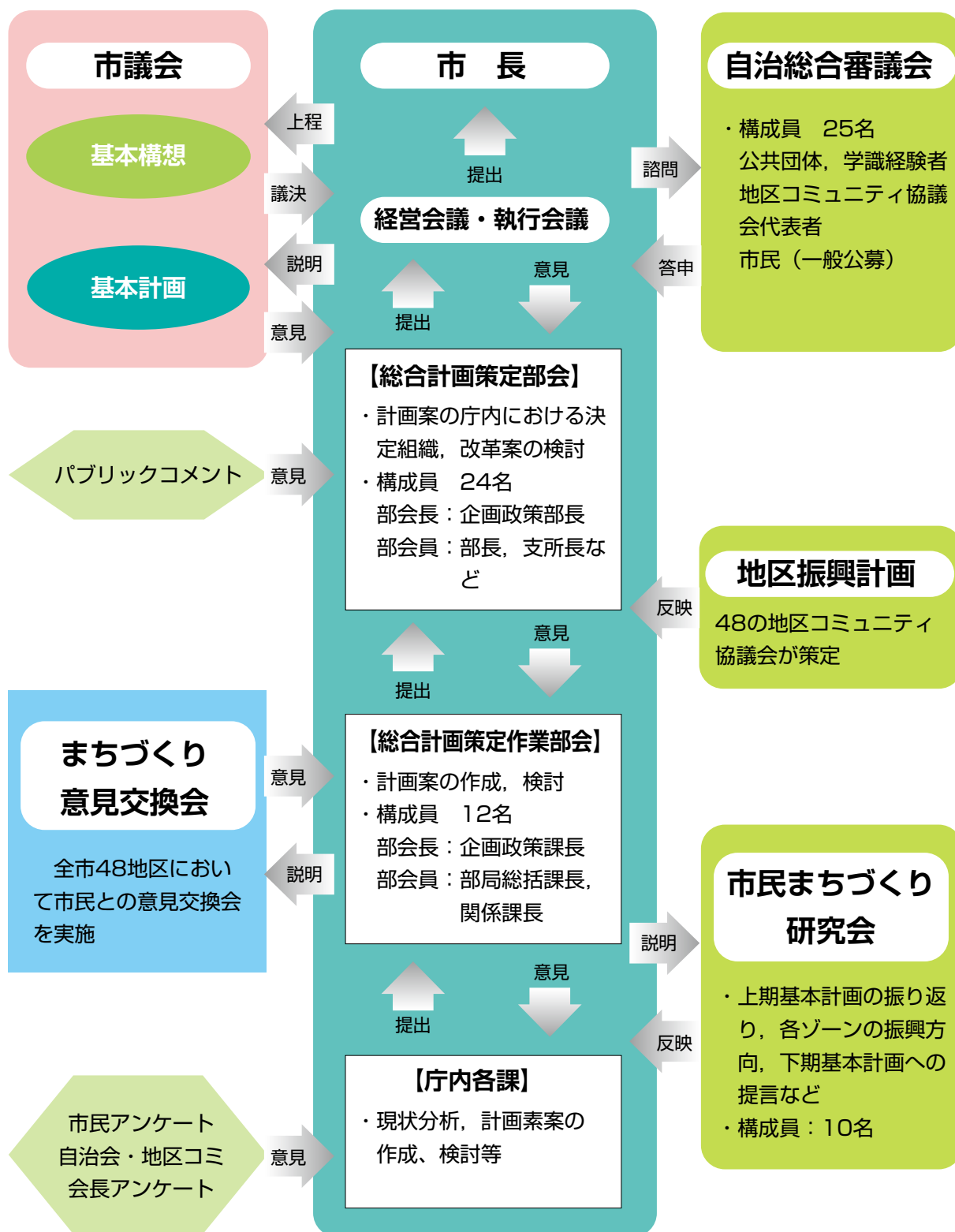
SATSUMASENDAL Master Plan 1

第1次薩摩川内市総合計画

参考資料

■ 第1次薩摩川内市総合計画策定体制.....	264
■ 薩摩川内市自治総合審議会規則.....	265
■ 薩摩川内市自治総合審議会委員名簿.....	266
■ 市民まちづくり研究会設置要領.....	267
■ 市民まちづくり研究会委員名簿.....	268
■ 薩摩川内市総合計画策定部会設置要領.....	269
■ 薩摩川内市総合計画策定作業部会設置要領.....	270
■ 第1次薩摩川内市総合計画策定経過.....	271
■ 薩摩川内市自治総合審議会への諮問・答申（基本構想案）.....	273
■ 薩摩川内市自治総合審議会への諮問・答申（下期基本計画案）.....	274
■ 個別計画一覧.....	277

■第1次薩摩川内市総合計画策定体制



■薩摩川内市自治総合審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）第3条の規定に基づき、薩摩川内市自治総合審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体の役員及び職員
- (2) 学識経験者その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要と認める場合に会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会の審議事項を専門的に審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、必要と認める場合に部会長が招集する。

(顧問)

第7条 必要がある場合には、審議会に顧問若干人を置くことができる。

(意見陳述)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則（平成20年12月25日規則第51号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後、最初に招集される審議会の会議は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

■薩摩川内市自治総合審議会委員名簿

区 分	所属団体等	氏 名	備 考
市内の公共的団体の役員及び職員	川内商工会議所	山元 浩義	副会頭
	薩摩川内市商工会	今藤 尚一	会長
	川内青年会議所	佐藤 壮一郎	直前理事長
	薩摩川内市観光協会	山元 貞廣	副会長
	甕島漁業協同組合	塩田 耕大郎 (岸 幸 秀)	代表理事組合長 (参事)
	薩摩川内市農業委員会	谷口 兼弘	会長
	薩摩川内市教育委員会	○ 三本 伴子	委員長職務代理者
	さつま川内農業協同組合	四元 富夫	常務理事
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	宮元 泰子	理事
	薩摩川内市社会福祉協議会	今別府 哲矢	会長
	薩摩川内市体育協会	大六野 貞雄	副会長
	薩摩川内市文化協会	後藤 文香	会長
	川内市医師会	川原 裕一	会長
	平佐東地区コミュニティ協議会	米丸 恭生	会長
	朝陽地区コミュニティ協議会	平木場 了一	会長
	長浜地区コミュニティ協議会	下野 千代男	会長
学識経験者	国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所	是沢 毅	所長
	鹿児島県北薩地域振興局	丸岡 憲治	局長
	鹿児島純心女子大学	犬塚 孝明	教授（国際人間学部）
	元薩摩川内市監査委員	◎ 若松 隆久	
市長が必要と認めた者	公募	小島 恵里	
	公募	橋渡 よし江	
	公募	吉満 祐市	
	公募	徳田 勝章	
	公募	齊藤 公子	

◎会長，○副会長，（ ）書きは役職等の異動に伴う途中退任者

■市民まちづくり研究会設置要領

(趣旨)

第1条 薩摩川内市総合計画について調査及び検討するため、市民まちづくり研究会（以下「研究会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 薩摩川内市総合計画上期基本計画の振り返りに関すること
- (2) 薩摩川内市総合計画基本構想に関すること
- (3) 都市文化ゾーンの振興方向に関すること
- (4) 田園文化ゾーンの振興方向に関すること
- (5) 海洋文化ゾーンの振興方向に関すること
- (6) 薩摩川内市総合計画下期基本計画の策定に向けた方針等に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 研究会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市長が任命する者
- (2) 公募によって選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は、必要と認める場合に会長が招集する。

2 研究会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 研究会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見陳述)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

■市民まちづくり研究会委員名簿

区分	氏名	所属団体等	地域	備考
市長が任命 する者 (7名)	◎ 中俣 知大	建築士会 県副会長 川薩支部長	川内	まちづくりフォーラム元代表
	三本 釈世	Woman創ing会長 道づくりを考える薩摩川内 市女性の会副会長	川内	社会基盤分野 まちづくり団体
	大重 義乗	薩摩川内市認定農業者会	祁答院	産業経済分野
	波田野 誠	(有) 諏訪温泉 代表取締役	入来	産業経済分野
	○ 森蘭 智子	吉川小学校校長	川内	教育文化分野
	濱田 直樹	育英地区コミュニティ協議 会会長	川内	コミュニティ分野
	久留 敏弘	川内市医師会副会長	川内	保健福祉医療分野
公募によっ て選出され た者 (3 名)	竹内 利彦	(有)竹内建設取締役 元薩摩川内ブランド計画研 究会委員	川内	公募委員
	川畑 安光	甑島漁業協同組合 上甑支所長	上甑	公募委員
	原口 三浩	(株)原口組代表取締役 児童民生委員	樋脇	公募委員

◎会長, ○副会長

■薩摩川内市総合計画策定部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市庁内会議規程（平成18年薩摩川内市訓令第11号）第22条第1項の規定に基づき、薩摩川内市総合計画策定部会（以下「部会」という。）の組織、運営等について定めるものとする。

(任務)

第2条 部会は、市長が別に定める薩摩川内市総合計画策定方針に基づき、総合計画の案を定める。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は企画政策部長を、副部会長は総務部長をもって充てる。

3 部会員は、別表に掲げる職にある者その他会長が別に指名した者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、部会を総括し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(作業部会)

第5条 部会長は、総合計画の案に関する事項を専門的に調査検討させ、及び総合計画の素案を作成させるため、部会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営については、別に部会長が定める。

(報告)

第6条 部会の調査研究の経過及び結果については、経営会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月23日から施行する。

●薩摩川内市総合計画策定部会員一覧

部 会 長	企 画 政 策 部 長		
副 部 会 長	総 務 部 長		
部 会 員	市民福祉部長	農林水産部長	商工観光部長
	建設部長	教育部長	消防局長
	水道局長	議会事務局長	危機管理監
	工事検査監	市政広報官	環境対策監
	会計管理監	企画政策部次長	樋脇支所長
	入来支所長	東郷支所長	祁答院支所長
	里支所長	上甕支所長	下甕支所長
	鹿島支所長		
事 務 局	企画政策課		

■薩摩川内市総合計画策定作業部会設置要領

(設置)

第1条 薩摩川内市総合計画について庁内で検討するため「薩摩川内市総合計画策定作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 作業部会は、次の事項について調査研究し、審議を行う。

- (1) 上期基本計画の振り返りに関すること。
- (2) 下期基本計画の策定方針に関すること。
- (3) 都市文化ゾーン、田園文化ゾーン、海洋文化ゾーンの振興方向に関すること。
- (4) その他、総合計画の案に関すること。

2 検討した内容については、薩摩川内市総合計画策定部会に意見として提出する。

(組織)

第3条 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は企画政策課長を、副部会長は総務課長をもって充てる。

3 部会員は、別表に掲げる職にある者その他会長が別に指名した者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、作業部会を総括し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 部会員の任期は、その任命の日から薩摩川内市総合計画策定部会に意見提出し、市長報告が完了する日までとする。

(会議)

第6条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認める場合は、部会員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、企画政策課において処理する。

附 則

この要領は、平成21年2月23日より施行する。

●薩摩川内市総合計画策定作業部会会員一覧

部 会 長	企 画 政 策 課 長		
副 部 会 長	総 務 課 長		
部 会 員	財 政 課 長	行政改革推進課長	コミュニティ課長
	市 民 課 長	農 政 課 長	商工振興課長
	建 設 政 策 課 長	消 防 総 務 課 長	教 育 総 務 課 長
	水 道 管 理 課 長		
事 務 局	企 画 政 策 課		

■第1次薩摩川内市総合計画（基本構想の一部変更，下期基本計画）策定経過

実施時期	内 容	備 考
H21.2.23	総合計画策定部会（第1回） 策定作業部会（第1回）	策定体制，策定方針及び策定に向けた考え方
H21.5.11	総合計画策定部会（第2回） 策定作業部会（第2回）	見直し・策定のポイント
H21.5.15	市民まちづくり研究会（第1回）	総合計画の概要，見直し・策定のポイントなど
H21.5.21	執行会議（第4回）	見直し・策定のポイント
H21.5.30	市民まちづくり研究会（第2回）	これまでのまちづくりについて（振り返り）
H21.6.2	策定作業部会（第3回）	振り返り（案）について 他
H21.6.5	第1次薩摩川内市総合計画基本構想・基本計画 の見直しに係る説明会	庁内作業等の説明
H21.6.5	市民まちづくり研究会（第3回）	振り返り，総合計画の展開に向けた基本的考え方， 下期基本計画の重点的取組
H21.6.26	市民まちづくり研究会（第4回）	下期基本計画の重点的取組
H21.7.3	市民まちづくり研究会（第5回）	下期基本計画の重点的取組，各ゾーンの振興方向に ついて
H21.7.8	薩摩川内市自治総合審議会（第1回）	総合計画の概要，見直し・策定のポイントなど
H21.7.10	市民まちづくり研究会（第6回）	下期基本計画の重点的取組，各ゾーンの振興方向に ついて，提言取りまとめ
H21.7.17	策定作業部会（第4回）	振り返り及び今後の展開方向，基本構想（案）につ いて
H21.7.27	執行会議（第4回）	振り返り及び今後の展開方向（暫定版）について
H21.7.27～10.13	まちづくり意見交換会	市内48地区コミュニティ協議会を対象に実施
H21.8.3	市民まちづくり研究会提言書の提出	提言書の提出
H21.8.10	執行会議（第8回）	振り返り及び今後の展開方向（暫定版）及び基本構 想（案）について
H21.8.12	策定作業部会（第5回）	振り返り及び今後の展開方向（暫定版）及び基本構 想（案），中長期財政運営指針について
H21.8.17	策定作業部会（第6回）	中長期財政運営指針について
H21.8.24	執行会議（第10回）	振り返り及び今後の展開方向（暫定版）及び基本構 想（案）についての了承
H21.8.27	策定作業部会（第7回）	中長期財政運営指針について
H21.9.10～10.13	パブリックコメント（市民意見公募手続き）	基本構想（案）のパブリックコメント実施
H21.9.24	薩摩川内市自治総合審議会（第2回）	基本構想（案）の諮問

実施時期	内 容	備 考
H21.9.28	策定作業部会（第8回）	下期基本計画（案）の検討
H21.10.6	薩摩川内市自治総合審議会（第3回）	基本構想（案）について
H21.10.15	薩摩川内市自治総合審議会（第4回）	基本構想（案）について、答申（案）について
H21.10.20	策定作業部会（第9回）	中長期財政運営指針，下期基本計画（案）の検討
H21.11.6	執行会議（第14回）	基本構想（案）の了承
H21.11.12	第1次薩摩川内市総合計画基本構想（案）答申	基本構想（案）に対する答申
H21.11.16	経営会議（第7回）	基本構想（上程案）の決定
H21.11.20	策定部会（第3回） 策定作業部会（第10回）	下期基本計画（案）について
H21.11.24	執行会議（第15回）	下期基本計画（案）の了承
H21.12.1	薩摩川内市自治総合審議会（第5回）	下期基本計画（案）の諮問
H21.12.14	12月議会定例会	基本構想（案）の上程（議案第194号第1次薩摩川内市総合計画基本構想を一部変更するについて）
H21.12.18	薩摩川内市自治総合審議会（第6回）	下期基本計画（案）について
H21.12.21～ H22.1.22	パブリックコメント（市民意見公募手続き）	下期基本計画（案）のパブリックコメント実施
H22.1.21～22及び H22.1.29	薩摩川内市総合計画基本構想審査特別委員会	基本構想（案）の審議
H22.1.14	薩摩川内市自治総合審議会（第7回）	下期基本計画（案）について
H22.1.27	薩摩川内市自治総合審議会（第8回）	下期基本計画（案）について
H22.2.5	薩摩川内市自治総合審議会（第9回）	下期基本計画（案）について、答申（案）について
H22.2.16	第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案） 答申	下期基本計画（案）に対する答申
H22.2.22	執行会議（第20回）	下期基本計画（最終案）の検討
H22.2.24	3月議会定例会	基本構想の議決
H22.3.23	経営会議（第8回）	下期基本計画（最終案）の検討
H22.3.25	市議会議員全員協議会	下期基本計画の説明
H22.3.25	第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画の決定	

■薩摩川内市自治総合審議会への諮問・答申（基本構想案）

薩 企 政 第 7 7 4 号
平成 2 1 年 9 月 2 4 日

薩摩川内市自治総合審議会
会長 若 松 隆 久 殿

薩摩川内市長 岩 切 秀 雄

第 1 次薩摩川内市総合計画基本構想案について（諮 問）

第 1 次薩摩川内市総合計画基本構想を策定するため、別紙の基本構想案について、地方自治法及び薩摩川内市の附属機関に関する条例の規定により、貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日までにお願い申し上げます。

平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日

薩摩川内市長 岩切 秀雄 殿

薩摩川内市自治総合審議会
会長 若 松 隆 久

第 1 次薩摩川内市総合計画基本構想（案）に対する意見について（答申）

平成 2 1 年 9 月 2 4 日付け薩企政第 7 7 4 号で諮問のあった事項については、十分審議を重ねた結果、おおむね適切であると判断したので、別紙の意見を付して、ここに答申します。

なお、簡潔で分かりやすい表現に心掛けるとともに、意味の分かりづらい用語等については注釈を付ける等、文言整理されたい。

また、誤字訂正及び文言整理等については、一任します。

(別紙)

- ・ 我が国の社会経済情勢の記載及び今後の総合計画策定に当たっては、政権交代による国の政策の動向等を注視しつつ適切に反映されたい。
- ・ 人口減少は市政に大きな影響を与えることから、厳しい状況であることを表現化されたい。
- ・ 最高規範である自治基本条例の基本理念に従ってまちづくりを進めていくことをより明確に表現されたい。
- ・ 原子力発電所3号機及び産業廃棄物最終処分場の問題については、市政運営及び施策事業に影響があることから、今後の推移を見極め、適切に対処されたい。
- ・ ゴールド集落対策は、喫緊の課題であることから、重点的に取り組まれるとともに“活力と豊かさを感じるゴールド集落”の創出に向けた総合的な対策を早急に講じられたい。
- ・ 地域特性を活かし、市民が住むことに誇りを持ち、若者や子育て世代をはじめ、各年代層にとっても魅力あるまちづくりを推進されたい。
- ・ 九州新幹線や南九州西回り自動車道の高速交通体系の整備が、定住促進や観光ルートの確立につながる施策を検討されたい。
- ・ 自治会未加入者の割合が年々増加していることから、自治会の加入率を高めるための具体的取組について早急に検討されたい。

■薩摩川内市自治総合審議会への諮問・答申（下期基本計画案）

薩 企 政 第 1 0 5 9 号
平成 2 1 年 1 2 月 1 日

薩摩川内市自治総合審議会
会長 若 松 隆 久 殿

薩摩川内市長 岩 切 秀 雄

第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画案について（諮問）

第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画を策定するため、別紙の下期基本計画案について、地方自治法及び薩摩川内市の附属機関に関する条例の規定により、貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、平成22年2月5日までにお願い申し上げます。

平成 22 年 2 月 16 日

薩摩川内市長 岩切 秀雄 殿

薩摩川内市自治総合審議会
会長 若 松 隆 久

第 1 次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対する意見について（答申）

平成 21 年 12 月 1 日付け薩企政第 1059 号で諮問のあった事項については、十分審議・検討を重ねた結果、おおむね適切であると判断したので、別紙の意見を付して、ここに答申します。

なお、簡潔で分かりやすい表現に心掛けるとともに、意味の分かりづらい用語等については注釈を付ける等、文言整理されたい。

また、誤字訂正及び文言整理等については、一任します。

（別紙）

第 1 章 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり【コミュニティ】

- ・ 地区コミュニティ協議会は、地域における活動の中核となるものであることから、多様化する活動への一層の助言及び支援等を講じられたい。
- ・ ゴールド集落について、地域住民がいきいきと光り輝き、住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう支援を行うとともに、定住の促進や自治会活動の活性化に資する施策の展開に努められたい。

第 2 章 健康で共に支え合うまちづくり【保健福祉】

- ・ 地域と家庭との関わりが希薄化している現状の中で、高齢者や社会的立場や生活基盤の弱い家庭等に対し、地域が支え、見守る支援体制の構築に努められたい。
- ・ 子育てと仕事が両立できる環境づくりや子育てに要する経済的負担の軽減など、子育て支援についてより一層の対策を講じられたい。
- ・ 甕島をはじめ市内における医師・医療従事者の確保対策については万全を期されたい。

第 3 章 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり【教育文化】

- ・ 児童生徒のための適切な教育環境整備を図るために、小・中学校の適正規模化等の検討を進められたい。
- ・ スポーツ合宿が年々増加し、地域の振興につながることが期待されることから、合宿やスポーツイベントの誘致に力を入れるとともに、受入態勢の充実と合宿所の確保について取り組まれたい。
- ・ 生涯学習は地域力の向上につながることから、生涯学習施設の充実、専門知識や

技術を持った人材の育成や利活用等に努められたい。

- ・ 文化は豊かな人間性や生活の質の向上、また、都市や地域としての魅力を高める有力な情報資源であることから、更なる啓発・振興に努められたい。

第4章 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり【生活環境】

- ・ 防災対策について、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進められたい。
- ・ 市民の安全・安心・信頼を確保するため、事業者に対し、川内原子力発電所の情報公開及び徹底した安全運転・点検等の充実・強化を強く要請されたい。
- ・ 政府は、温室効果ガスの排出量を平成2年比で25%削減するという高い目標を表明していることから、国の環境政策の動向を見極めつつ、対策を講じられたい。

第5章 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり【産業振興】

- ・ 市の総合的な情報を積極的に発信するよう、市民と一体となってシティセールスに努められたい。
- ・ 農林水産業の従事者が高齢化している現状に鑑み、生産者が生きがいと所得向上を得られる施策を展開するとともに、農山漁村の交流人口が増加するような活性化策に取り組まれたい。
- ・ 高速交通体系の整備により、都市圏との距離が短縮されることから、本市の魅力ある地域資源をネットワーク化させた「地域連携型観光圏」の創出を図られたい。
- ・ 甌島の観光案内所を拠点に、「島の魅力」を活かした通年型観光を目指した振興策を推進されたい。
- ・ 新エネルギー関連産業及び次世代自動車関連産業等の新規成長分野の企業立地の促進を図り、雇用の確保に努められたい。

第6章 都市力を創出するまちづくり【社会基盤】

- ・ 九州新幹線鹿児島ルート全線開業や南九州西回り自動車道の整備進捗に合わせ、本市の人口減少に歯止めをかけるよう、定住促進対策を更に研究されるとともに、交流人口の増加策についても取り組まれたい。
- ・ 複合拠点施設の整備や活用の方針について検討を進められたい。
- ・ 高齢者等の交通手段の確保が懸念される地域があることから、更なるコミュニティバスの運行の効率化を図るとともに、デマンド交通や大循環バスの運行にあたっては、住民の利便性が高まるよう取り組まれたい。

第7章 みんなで進める市民参画のまちづくり【市民参画】

- ・ 市政や地域に関する情報が適切に一人ひとりの市民に伝わり、市民参画が促進されるような広聴広報活動に努められたい。
- ・ 男女共同参画社会の推進のため、より一層の啓発を図られたい。

第8章 持続可能な行財政運営の推進と

政策形成能力の向上によるまちづくり【都市経営】

- ・ 類似施設や有効活用されていない施設等について見直しを進められたい。
- ・ 今後、本市の人口が10万人以下となることが想定され、また、地方交付税の大幅な減少が予想されるため、人口減少・高齢化の進行による様々な影響を十分勘案した行財政運営を推進されたい。

横断的事項

- ・ 魅力あるまちづくりに向けた努力と市民が合併効果を実感できる施策展開を推進されたい。
- ・ 人材なくして地域の発展はないとの観点から、行政と民間が一体となり、まちづくりや地域の活性化に資する人材・組織の育成に取り組まれたい。

■個別計画一覧

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定年月日 予定は () 書	開始年度	完了年度	計画期間終了後の 対応等	新たな計画等 の期間	主管課
第1章 コミュニティを活 かし地域力を育む まちづくり 【コミュニティ】	市民活動促進基本指針	H18. 3	H18	-	-	-	コミュニティ課
第2章 健康で共に支え合 うまちづくり 【保健福祉】	健康さつまさんだい21	H19. 3. 8	H19	H22	計 画 期 間 を H23年度まで 延長・新たに策 定	H24～33 10年間	市民健康課
	薩摩川内市母子保健計画	H19. 3. 8	H19	H23	計画期間を延長	H24～33 10年間	市民健康課
	薩摩川内市地域福祉計画	H19. 3. 27	H19	H23	見直し・計画期 間を延長	H24～28 5年間	福祉課
	老人福祉計画	H21. 3	H21	H23	新たに策定	H24～26 3年間	高齢・障害福祉課
	障害者計画	H19. 3. 30	H18	H23	新たに策定	H24～29 6年間	高齢・障害福祉課
	障害福祉計画	H21. 3	H21	H23	未定	未定	高齢・障害福祉課
	介護保険事業計画	H21. 3	H21	H23	新たに策定	H24～26 3年間	国保介護課
	薩摩川内市特定健康診査 等実施計画	H20. 1	H20	H24	新たに策定	H25～29 5年間	国保介護課
第3章 地域の特色を活か した教育・文化の まちづくり 【教育文化】	薩摩川内市生涯学習推進 計画	H19	H20	H26	-	-	コミュニティ課
	子ども読書活動推進計画	H17. 3	H17	H21	計画期間を延長	H22～26 5年間	図書館
第4章 誰もが安心して快 適に暮らせるまち づくり 【生活環境】	薩摩川内市地域防災計画	H17. 3. 24	H17	-	-	-	防災安全課
	薩摩川内市原子力防災計 画	H16. 10. 12	H16	-	-	-	防災安全課
	薩摩川内市交通安全計画	H18. 12. 28	H18	H22	新たに策定	H23～27 5年間	防災安全課
	薩摩川内市国民保護計画	H19. 2. 19	H19	-	-	-	防災安全課
	災害時要援護者避難支援 計画	H22. 2. 1	H21	-	-	-	防災安全課
	薩摩川内市環境基本計画	H19. 9	H19	H26	見直し・新たに 策定	H27～36 10年間	環境課
	薩摩川内市一般廃棄物処 理計画 ごみ処理基本計 画	H18. 10. 10	H18	H32	中間目標年度を H22年度と H27年度とし 見直し	H33～47 15年間	環境課
第5章 地域力を発揮し産 業活力を創出する まちづくり 【産業振興】	薩摩川内市一般廃棄物処 理計画 生活排水処理基 本計画	H17. 9. 1	H17	H31	-	-	環境課
	薩摩川内ブランド計画	H21. 3	H21	H26	未定	未定	シティセールス 推進準備室

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定年月日 予定は () 書	開始年度	完了年度	計画期間終了後の 対応等	新たな計画等の 期間	主管課
第5章 地域力を発揮し産業活力を創出する まちづくり 【産業振興】	薩摩川内市農業振興基本計画	H20. 3	H20	H24	見直し	H25～29 5年間	農政課
	経営基盤強化促進法に基づく薩摩川内市基本構想	H18. 3	H18	H22	見直し	H23～27 5年間	農政課
	薩摩川内農業振興地域整備計画	H20	H21	H25	見直し	H26～30 5年間	農政課
	薩摩川内市鳥獣被害防止計画	H22. 3	H21	H23	見直し	H24～26 3年間	農政課 林務水産課
	薩摩川内市食育・地産地消推進計画	H19. 3	H19	-	見直し・計画期間の設定 (H22年度)	H23～27 5年間	農政課
	薩摩川内市バイオマスタウン構想	(H23)	H24	H28	-	-	農政課
	薩摩川内市環境保全型農業推進方針	H19. 4. 2	H19	-	見直し予定 (H22年度)	-	農政課
	農業農村整備事業管理計画	毎年度更新	-	-	-	-	耕地課
	薩摩川内市農村環境計画	H20. 3	H20	-	上位計画の変更により見直し	-	耕地課
	森林整備計画	H17. 4	H17	H21	5年毎に見直し	H22～31 10年間	林務水産課
	薩摩川内市中心市街地活性化基本計画	H20. 12	H21	H25	必要に応じ見直しを予定	-	商工振興課
	薩摩川内市観光振興基本構想	H19. 3	H19	H26	-	-	観光課
第6章 都市力を創出する まちづくり 【社会基盤】	既設公的賃貸住宅等活用計画	H18. 3	H18	H27	中間見直し (H22) （「公営住宅等 長寿命化計画」 に移行）	H22～31 10年間	建築住宅課
	薩摩川内市緑の基本計画	(H23)	H23	H37	-	-	建設整備課
	公共サイン計画	H16. 10	H16	-	-	-	都市計画課
	薩摩川内市都市計画マスタープラン	H19. 3. 30	H19	H38	-	-	都市計画課
	川内駅周辺地区土地区画整理事業 事業計画	H15. 7	H15	H22	計画期間を延長 (H22年度： 計画変更)	H15～25 8年間	都市計画課
	川内駅周辺地区土地区画整理事業 実施計画	H15. 7	H15	H22	計画期間を延長 (H22年度： 計画変更)	H15～25 8年間	都市計画課
	温泉場土地区画整理事業 事業計画	H13. 1 H20. 9. 9 (計画変更)	H12	H30	-	-	入来区画整理 推進室
	温泉場土地区画整理事業 実施計画	H13. 1 H20. 11. 19 (計画変更)	H12	H30	-	-	入来区画整理 推進室
	温泉場土地区画整理事業 都市再生整備計画	H18. 3	H18	H22	-	-	入来区画整理 推進室
	天辰第一地区土地区画整理事業 事業計画	H10. 2	H9	H25	-	-	天辰区画整理 推進室

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定年月日 予定は（）書	開始年度	完了年度	計画期間終了後の 対応等	新たな計画等の 期間	主管課
第6章 都市力を創出する まちづくり 【社会基盤】	天辰第一地区土地区画整理事業 実施計画	H10. 2	H9	H25	-	-	天辰区画整理推進室
	天辰第一地区土地区画整理事業 都市再生整備計画	H21. 3	H21	H25	-	-	天辰区画整理推進室
	天辰第二地区土地区画整理事業 事業計画	(H22)	H22	未定	-	-	天辰区画整理推進室
	天辰第二地区土地区画整理事業 実施計画	(H22)	H22	未定	-	-	天辰区画整理推進室
	向田地区かわまちづくり計画	未定	未定	-	-	-	建設政策課
	地域情報化計画	H15. 12	H16	H26	新たに策定	H27～36 10年間	情報政策課
	国土利用計画 薩摩川内市計画	未定	未定	-	-	-	企画政策課
第7章 みんなで進める市民参画のまちづくり 【市民参画】	薩摩川内市男女共同参画基本計画	H18. 3	H18	H27	-	-	コミュニティ課
第8章 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり 【都市経営】	薩摩川内市定員適正化方針（第2次）	H22. 3	H22	H26	-	-	行政改革推進課
	薩摩川内市職員人材育成基本方針	H18. 3	H18	H21	新たに策定	H22～26 5年間	総務課
	薩摩川内市公有財産活用基本方針	H22. 3	H22	H26	-	-	行政改革推進課
	薩摩川内市市政改革大綱（第2次）	H22. 3	H22	H26	-	-	行政改革推進課
	薩摩川内市市政改革大綱改革アクションプラン（第2次）	H22. 3	H22	H26	-	-	行政改革推進課
	薩摩川内市外郭団体見直し指針（第2次）	H22. 4	H22	H26	-	-	行政改革推進課
	薩摩川内市中長期財政運営指針	H16. 11. 9 H19. 10（一部改定） H22. 3（一部改定）	H16	H26	-	-	財政課
一体化躍動プラン	薩摩川内版地域力創造プログラム	H21. 3	H21	H26	-	-	企画政策課
	薩摩川内市教育振興基本計画	(H22. 10)	H22	H26	-	-	教育総務課
	薩摩川内市過疎地域自立促進計画	H16. 12	H17	H21	未定	未定	企画政策課
	辺地総合整備計画（5年計画）	区域により異なる	-	-	-	-	企画政策課
	薩摩川内市定住自立圏共生ビジョン	H22. 3	H22	H26	-	-	企画政策課
	薩摩川内市ふるさと景観計画	H20. 11	H21	H26	-	-	都市計画課